

## 令和 7 年第 4 回野辺地町議会

### 定例会会議録

招集年月日 令和 7 年 9 月 4 日（木）

招集場所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 9 時 30 分

#### 出席議員（12名）

1番	横浜睦成	2番	高沢陽子
3番	木戸忠勝	4番	村中玲子
5番	五十嵐勝弘	6番	戸澤栄
7番	古林輝信	8番	中谷謙一
9番	野坂充	10番	大湊敏行
11番	赤垣義憲	12番	岡山義廣

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	野村秀雄
副町長	江刺家和夫
教育長	小野淳美
会計管理責任者	長根一彦
総務課長	高山幸人
企画財政課長	西館峰夫
防災管財課長	木明裕二
産業振興課長	上野義孝
町民課長	富吉卓弥
介護・福祉課長	飯田貴子

健 康 づ く り 課 長	木 明 修
建 設 水 道 課 長	五 十 嵐 洋 介
建 設 水 道 課 調 整 監	古 林 輝 樹
学 校 教 育 課 長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
代 表 監 査 委 員	駒 井 広
総 務 課 長 補 佐	七 島 良 嘉
総 務 課 主 幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 中 利 実
議 会 事 務 局 主 幹	濱 中 太 一

議事日程（第5号）

- 日程第1 報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 日程第2 報告第5号 令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告について
- 日程第3 報告第6号 野辺地町土地開発公社清算報告について
- 日程第4 報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算について
- 日程第5 議案第45号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第48号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第49号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 野辺地町犯罪被害者等支援条例案
- 日程第11 議案第51号 北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定について
- 日程第12 議案第52号 財産の取得の件（学習用コンピュータ等（i Pad）購入）
- 日程第13 議案第53号 財産の取得の件（避難所用資機材等購入）
- 日程第14 議案第54号 財産の取得の件（避難所用備品等購入）
- 日程第15 発委第7号 入札談合等関与行為に関する調査の件
- 日程第16 陳情第2号 漁業振興に向けた維持継続のための陳情
- 日程第17 陳情第3号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情
- 追加日程第1 発委第8号 ホタテ母貝確保対策の支援を求める意見書
- 追加日程第2 発委第9号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

町長の提出議案 なし

議会の提出議案

- 発委第7号 入札談合等関与行為に関する調査の件
- 発委第8号 ホタテ母貝確保対策の支援を求める意見書
- 発委第9号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書

会議に付した議案

- 報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 報告第5号 令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告について
- 報告第6号 野辺地町土地開発公社清算報告について
- 報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算について
- 議案第45号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 野辺地町犯罪被害者等支援条例案
- 議案第51号 北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定について
- 議案第52号 財産の取得の件（学習用コンピュータ等（i Pad）購入）
- 議案第53号 財産の取得の件（避難所用資機材等購入）
- 議案第54号 財産の取得の件（避難所用備品等購入）
- 発委第7号 入札談合等関与行為に関する調査の件
- 発委第8号 ホタテ母貝確保対策の支援を求める意見書
- 発委第9号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書

---

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

○議長（岡山義廣君） 日程第1、報告第4号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分した事項の報告の件であります。2ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、物損事故に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_ 氏であります。

事故の概要は、令和7年4月30日、午後8時頃、野辺地町字陣場川原133番地地先、町道馬門支線5号線上におきまして、相手方の自動車が国道4号方向へ走行中、道路の陥没箇所を通過した際に、右フロントフェンダー等を損傷したものでございます。

和解の内容でありますが、町は事故の損害賠償金として損害額12万9,327円の3割に相当する3万8,799円を\_\_\_\_\_に支払うこととし、町及び\_\_\_\_\_は、本件事故に関し、今後異議を申し立てないことにいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第4号は報告事項でありますか、質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

---

◎報告第5号 令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告について

○議長（岡山義廣君） 日程第2、報告第5号 令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告についてを議題とします。

企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） おはようございます。報告第5号は、令和6年度野辺地町一般会計継続費精算報告についてであります。議案書5ページをお願いいたします。

地方自治法施行令の規定に基づき、令和6年度に継続年度が終了した一般会計の継続費について、継続費精算報告書を調製いたしましたので、報告するものです。

6ページをお願いいたします。報告書には、2件の事業を上下に分けて掲載しています。

1つ目、上の半分は2款総務費、1項総務管理費の新庁舎建設事業です。全体計画の年割額の合計額23億329万1,000円に対し、実績の支出済額の合計額は23億329万円となり、その差は1,000円でした。

内訳では、令和6年度の地方債発行実績額が計画に比べて1億240万円少なく、この分その他、これは庁舎建設基金繰入金になりますが、こちらが増えていました。

次に、下の2つ目の半分ですけれども、6款農林水産業費、3項水産業費の野辺地漁港荷さばき施設改築事業です。全体計画の年割額の合計額4億8,130万5,000円に対し、実績の支出済額の合計額は4億7,527万3,900円となり、その差は603万1,100円となりました。

内訳では、令和3年度から令和5年度までの実績の支出済額がそれぞれの年度の計画に比べて少なくなった一方、令和6年度の実績の支出済額が計画に比べて2億9,039万6,000円多くなっています。これは、当初の計画に対し、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計、令和5年度及び令和6年度に工事と繰越しの手續をしながら実施したためであります。

以上、報告を申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第5号は報告事項でありますが、質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

---

○報告第6号 野辺地町土地開発公社清算報告について

○議長（岡山義廣君） 日程第3、報告第6号 野辺地町土地開発公社清算報告についてを議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） おはようございます。議案書11ページをお願いいたします。

報告第6号は、野辺地町土地開発公社清算報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、野辺地町土地開発公社の清算を報告するものであ

ります。

別冊の野辺地町土地開発公社清算報告書でご説明いたします。説明に入ります前に、ページを付していないページがございましたので、ページ数のご記入をお願いいたします。一番最後のページ、一番裏側になります、1枚めくっていただきまして、野辺地町土地開発公社清算報告書とありますページが14ページ、1枚めくっていただいて、一番最後のページになりますが、一番上段に（3）野辺地町土地開発公社の残余財産と書かれたページが15ページとなります。大変申し訳ございませんが、ご記入をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。精算報告書は事業報告書、令和6年度決算財務諸表、決算付属明細表となり、14ページの野辺地町土地開発公社精算報告書となります。14ページの土地開発公社精算報告書によりご説明いたします。14ページをお願いいたします。

1の清算手続は、令和6年12月9日に青森県知事の解散許可を受けて解散し、官報に解散公告と債権申出の催告を行うなどの清算事務を行い、残余財産の確定をいたしました。

2の残余財産明細書、（1）は解散時の資産及び負債等の状況であります。①の資産について、現金及び預金が1,298万9,089円であり、その他はありません。②の負債の借入金等はありません。

（2）は、清算期間中の収支状況です。収入といたしまして、繰越金が1,298万9,089円、これは基本財産500万円を含むものであります。受取利息4,428円を加えまして、1,299万3,517円となります。

次に、支出ですが、役務費といたしまして10万9,199円、公租公課といたしまして6万円、合計といたしまして16万9,199円となります。

収支差引額は、1,299万3,517円から16万9,199円を引きまして、1,282万4,318円となります。

15ページをお願いいたします。（3）の残余財産は、1,282万4,318円であります。

3は、残余財産の引き渡しでありますが、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び野辺地町土地開発公社定款第27条第2項の規定に基づき、令和7年3月17日、残余財産を出資団体であります野辺地町に引き渡し、清算を完了いたしました。

本処分により、本法人の債権債務は存在しないことを報告いたします。

説明は以上となります。

○議長（岡山義廣君） 報告第6号は報告事項でありますか、質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

---

◎報告第7号 令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算に

ついて

○議長（岡山義廣君）　日程第4、報告第7号　令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算についてを議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君）　おはようございます。それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第7号は、令和6年度一般財団法人野辺地町観光協会事業報告及び決算についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、事業報告及び決算を報告するものであります。

お手元の報告第7号、別冊資料でご説明いたします。

1ページをお願いいたします。このページには、令和6年度に実施しました事業とその実績を記載しております。

次に、決算についてご報告申し上げます。2ページのA3判、正味財産増減計算書でご報告申し上げますが、4ページに内訳表と5ページに付属明細書を添付しておりますので、決算の概要となる主なる項目のみの説明とし、内容は割愛させていただきますことをご了承願います。

2ページ、左上の一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益でございますが、経常収益の総額は4,408万406円となっております。主なる収益ですが、売店や外販などの事業収益は746万321円、前年度と比較して28万4,000円ほどの増となりました。

受取補助金等は、町からの補助金1,778万4,000円と祇園まつり持続支援補助金450万円ほか合計2,270万4,000円となり、前年度と比較し、185万8,000円の増となりました。これは、春まつりや祇園まつりにおける警備員の増員、仮設トイレの増設などが主なる増額の要因でございます。

5段下の雑収益は、各種請負事業からの請負手数料などで69万2,026円で、前年度と比較して1万2,918円の増となりました。

次の繰入金は68万5,328円で、事業費負担分や各種事業に係る請負手数料を一般会計へ繰り入れたものとなっております。

次の管理委託料は、PRセンターの一部管理委託に係るもので

その下の受託料の519万7,500円は、地域おこし協力隊コーディネート業務に係るもので、前年度と比較して39万8,200円の増となりました。

次に、（2）経常費用でございますが、経常費用の総額は3ページの中ほどにありますとおり4,307万898円となりました。

2ページへお戻りください。事業費は、各種事業に係る事務事業経費をはじめ、地域おこし協力隊、PRセンターの一部管理などに要する経費に支出したものであり、2,928万1,217円となり、前年度と比較して161万7,661円の増となりました。これは、給与費や各事業に係る消耗品費、祇園ま

つりに係る事業費の増が主なるものであります。

3ページをお願いいたします。上から7行目の管理費につきましては、町観光協会の運営に係る経費で、職員給料並びに福利厚生費などの附帯経費で1,378万9,681円となりました。

中段の経常費用計の次の段に記載の評価損益等調整前当期経常増減額は、経常収益から経常費用を差し引いたもので、100万9,508円となります。この額から2、経常外増減の部、(2)経常外費用に記載されています補助金返還損失、令和5年度の町補助金返還分137万820円と、4つ下の段に記載の法人税等7万円を差引きました。当期一般正味財産増減額は三角の43万1,312円となり、これに一般正味財産期首残高を加えました。一般正味財産期末残高は593万1,098円となりました。この期末残高に下から2段目に記載の町からの出資金であります指定正味財産期末残高300万円を加えた正味財産期末残高は893万1,098円となり、前年度と比較して43万1,312円の減となっております。

なお、この決算報告に関しましては、理事会において承認されております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第7号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 2ページの上から4行目ですか、祭りの補助金の件なのですけれども、これは6年度の決算なので、もう終わっているのですが、7年度も同額をいただきました。この額を見直すという考えはないか、理事長にお尋ねいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

ここ数年、当初十二、三万だった補助金を50万円にさせていただいて数年たちました。状況につきましては、皆様からいろいろお話を聞きながら、これからまた考えていきたいと思います。減らすことのないようにしたいなとは思っておりますので、ご協力をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） ありがとうございます。物も上がっているので、今子供のおやつなんか買うときも、結構な支出がかさむので、できれば見直しをお願いしたいと思います。要望です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

---

◎議案第45号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）

○議長（岡山義廣君） 日程第5、議案第45号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）

を議題とします。

歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 議案第45号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億760万円を追加し、予算の総額を79億7,600万円としました。

初めに、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。10款地方交付税は、今年度算定結果に伴う補正であります。普通交付税は1億2,718万2,000円の増となり、特別交付税を加えた地方交付税の総額は27億2,718万2,000円となりました。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、1節、障害者総合支援事業費100万6,000円は、歳出の障害者福祉システム改修業務に関わる補助金であります。5目教育費国庫補助金、3節教育費補助金は、歳出の校務支援システム導入における青森県共同調達の仕様変更及び活用する補助金メニューの変更に伴い、差引き63万1,000円の増額となりました。

15款県支出金、2項1目総務費県補助金の2節電源立地地域対策交付金及び3節核燃料物質等取扱税交付金は、県からの交付決定通知に合わせた変更で、それぞれ説明欄にある歳出の事業へ充当いたします。11ページに参りまして、6目1節教育費補助金の学校における働き方改革推進事業費は、先ほど国庫補助金で説明しました校務支援システムの仕様変更等によるもので、事業費増加に対応する70万5,000円を追加いたしました。

17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が33件、総額54万3,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて活用させていただきます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金の1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金から3目1節介護保険事業特別会計繰入金までは、それぞれの特別会計の決算が確定したことにより精算するもので、合わせて550万6,000円を追加いたしました。

12ページをお願いいたします。2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は、本補正の財源調整のためのもので、1億208万1,000円を減額いたしました。6目1節ふるさとづくり基金繰入金の101万8,000円は、歳出の寄附の目的に沿う事業、今回は運動公園管理備品になりますが、こちらに充てるため繰入れるものであります。11目1節子育て支援基金繰入金の6万5,000円は、前年度充当事業の決算が確定しましたので、繰入れ不足となった分を追加するものです。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金は、令和6年度一般会計歳計剰余金の確定に伴い、1億1,456万円を追加いたしました。

20款諸収入、5項3目1節過年度収入は、過年度実績の精算に伴う国、県からの追加交付分で233万2,000円を計上いたしました。

21款町債、1項5目1節道路橋りょう債は、歳出の町道改良工事の財源として4,220万円増額いたしました。地方債の区分としては、緊急自然災害防止対策事業債を予定しております。6目1節消防債は、消火栓新設に係る160万円を追加いたしました。

歳入予算についての説明は以上であります。

13ページに参りまして、続いて歳出予算の主なるものについてご説明いたします。

なお、前年度実績に伴う国、県への返還金などについては、一部説明を省略させていただきます。

1款1項1目議会費及び2款総務費、1項1目一般管理費の3節職員手当等の時間外勤務手当は、特別委員会の運営その他業務の状況から不足が見込まれる分をそれぞれ追加いたしました。

2款総務費、3目会計管理費、11節、公金口座振込手数料23万3,000円は、今年度から支払いが始まったものです。年度初めの実績から年間の必要額を算出し、不足が見込まれる額を追加するものです。

4目財産管理費、13節、テレビ受信料17万6,000円は、6月議会の提案理由冒頭でご報告申し上げました公用車に搭載していたカーナビに係るＮＨＫ受信料であります。同じく13節、公用車駐車場使用料39万円は、庁舎駐車場を利用しやすくするために、庁舎付近に公用車駐車場を確保する費用であります。17節備品購入費の事務費53万6,000円は、看板などを作成する拡大機が故障し、新しいものに更新するものです。

6目企画費の1節、7節、8節に公共交通会議を開催する費用を合わせて16万2,000円計上いたしました。来年度野辺地町の地域公共交通計画を策定する予定で、その財源として国庫補助金を活用したいと考えています。計画策定の費用や補助金を計上した交通会議の来年度予算案について、同会議で審議するための費用であります。

12目定額減税補足給付金（不足額給付）事業費、18節の交付金は、6月議会でご議決いただいた補正予算に概算額で4,000万円計上しておりましたが、令和6年分所得税及び定額減税の実績を基にした交付見込額が5,500万円と算出されましたので、今回1,500万円を追加するものであります。

14ページをお願いします。2項2目賦課徴収費、12節、軽自動車税システム改修業務123万2,000円は、令和8年度から地方税共同機構で開始する2輪の軽自動車に係る申告等の電子化に対応するための基幹システムの改修費用であります。

下段の7項安全安心まちづくり対策費、3目防災諸費、18節、特定空家等除去事業費補助金88万5,000円は、申請が多くあり、現在の予算額に不足が見込まれるため追加するものであります。

15ページに参りまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、19節の犯罪被害関係の見舞金及び助成金は、本議会に犯罪被害者等支援条例案を提出しておりますが、この条例に基づき支給する

扶助費について、それぞれ1件ずつの金額として合わせて60万円計上するものであります。

国、県への返還金は前年度実績によるもので、説明を省略します。

7目障害福祉対策費、12節の障害者福祉システム改修業務201万3,000円は、就労選択支援事業という新しいサービスが令和7年10月に創設されることに対応するシステム改修の費用です。

次の16ページは、主に国、県への返還金になりますので、省略しまして、17ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節に新型コロナウイルス予防接種1,258万7,000円を計上いたしました。当町では、10月以降65歳以上の町民を対象に、定期予防接種を開始することとしております。自己負担額は、医療機関の標準接種料金の半額程度の約8,000円となる見込みであります。19節扶助費の償還払いに対応する分33万4,000円を計上します。

3目母子衛生費、19節、新生児聴覚スクリーニング検査11万4,000円は、当初の計上よりも受診者数が多くなる見込みのため追加計上するものです。

4目健康増進センター、14節、誘道路舗装修繕工事11万6,000円は、工事価格等の上昇により、当初計上した101万7,000円では不足が見込まれるため追加するものであります。

2項1目清掃総務費、18節、下北地域広域行政事務組合負担金3万3,000円は、同組合の公用車に搭載していたカーナビと総務課の衛星放送受信機に関わるN H K受信料未払い分の野辺地町負担分であります。

2項2目塵芥処理費、12節、粗大ごみ運搬業務緊急対応分280万5,000円は、6月16日にクリーン・ペア・はまなすで火災があり、受入れできなくなった粗大ごみを一時野辺地町の一般廃棄物最終処分場に仮置きしていましたが、これをクリーン・ペア・はまなすに運搬するための費用であります。

4目一般廃棄物最終処分場管理費、10節需用費の消耗品費15万円、12節委託料、埋立ガス等計測業務49万5,000円と次の18ページをお願いいたします、上段の13節使用料及び賃借料の重機12万6,000円は、旧寺ノ沢埋立地の適正閉鎖に向けた敷地の管理、ガスの発生状況と地中熱の継続業務及び重機を使用して最終覆土の深さを調べるための費用であります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、17節備品購入費の鳥獣保管箱24万2,000円は、駆除したイノシシなどをカラスなどに荒らされないように保管するためのものです。

7款商工費、1項1目商工総務費、18節の空き店舗・空き家活用事業補助金180万円は、当初予算で2件分の申請を見込んでいましたが、今後申請予定の情報から不足が見込まれる3件分の予算を追加計上するものです。

19ページに参りまして、8款土木費、2項1目道路橋りょう総務費の15節原材料費の道路補修材料150万円、2目道路新設改良費の10節需用費の修繕料500万円は、雪解け後から夏場にかけての道

路舗装の損傷が例年以上に多く、既決予算に不足が見込まれるため追加するものであります。14節の町道改良工事4,223万8,000円は、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、令和8年度以降に予定していた野辺地寺ノ沢線と下町・一ノ渡線の舗装補修工事を一部前倒しで実施することとし、計上いたしました。

3項1目河川管理費の10節需用費の修繕料86万5,000円は、与田川尻地区の水路掘削と近沢川の大型土のう設置及び新設を行うものです。

5項2目公園管理費の12節委託料の中道ふれあい公園桜剪定及び薬剤塗布139万円は、職員が高枝のこぎりで対応できない樹木の剪定を業者の高所作業車で実施し、切り口が腐らないように殺菌剤を塗布する業務であります。

20ページをお願いいたします。9款消防費、1項1目非常備消防費、14節の消火栓新設工事165万円は、馬門、槐ノ木地区の消火栓を土地所有者からの要望で5月に撤去しましたが、同地区で火災があった場合の消火活動に使える消火栓等が国道を挟んだ場所にしかなりましたので、国道にホースを敷設しなくても消火活動できる場所に新たに消火栓を設置するものです。

10款教育費、1項2目事務局費、11節役務費の講師派遣料13万2,000円は、教育講演会を12月に開催する計画となり、町の支払い予定分を計上しました。12節委託料と13節使用料及び賃借料に計上した校務支援システム関係の費用は、青森県GIGAスクール推進協議会での共同調達の方法や活用する補助金メニューが固まったことに伴い、予算科目を組み替えて必要な額を追加するものです。

2項小学校費、1目野辺地小学校の1節報酬と3節職員手当と及び8節旅費は、非常勤の学校用務員を下半期任用するための費用で、総額51万6,000円を計上いたしました。

4目学校施設費、10節需用費の修繕料16万8,000円は、消防用設備点検で指摘を受けた自動火災報知器などの修理に必要な額を追加いたしました。

21ページに参りまして、3項中学校費、3目学校施設管理費、10節需用費の修繕料30万1,000円は、雪害やグラウンド水たまりの対策修繕等があり、既決の予算に不足が見込まれる額を追加いたしました。17節備品購入費の消火器2万7,000円は、消防用設備点検で指摘を受け交換するものです。

4項社会教育費、3目文化財保護費、10節需用費の印刷製本費9万9,000円は、ふるさと納税の返礼品として採用されている縄文くららメモ帳の在庫が減ったため増刷するものです。同じく需用費の修繕料4万5,000円は、消防用設備点検で指摘を受けた行在所のベルの修繕を行うものです。

4目中央公民館費の7節報償費15万円の減額と12節委託料16万5,000円の増額は、二十歳を祝う会の記念品を実用性のあるものに変更するための組替えとなります。

7目歴史民俗資料館費、10節需用費、修繕料の13万3,000円は、消防用設備点検で指摘を受けた資

料館の誘導灯などの修繕を行うものです。

22ページをお願いいたします。5項1目保健体育総務費、18節、競技スポーツ強化支援費補助金89万7,000円は、ハンドボール、サッカー、空手道などの競技の東北全国大会出場が増加し、不足が見込まれる額を追加するものです。

3目体育館費の10節需用費の修繕料61万4,000円は、非常用足元灯の修繕費用ですが、当初は配線だけの修理としておりましたが、消防用設備点検において足元灯そのものの交換が必要と指摘がありますので、追加するものあります。その下の17節備品購入費のパソコン8万1,000円は、中古のものになります。

4目運動公園費、17節備品購入費の乗用草刈機101万8,000円は、現在使用しているものが劣化し、効率的に使用できないため更新するものです。

なお、寄附金を原資とするふるさとづくり基金を活用する予定です。

5目サンビレッジのへじ費の10節需用費の修繕料19万円は、貯油槽を定期点検業務で指摘があつた地下タンク漏えい検知管を修繕するものです。

6目まかどスポーツセンター費の12節委託料の支障木伐採業務8万8,000円は、民地との境界にある木が大きく成長し管理が難しくなったため、伐採する費用を計上いたしました。

7目学校給食共同調理場費の12節委託料の学校給食調理等業務は、現在令和5年度から令和9年度まで長期継続により契約しておりますが、受託業者から最低賃金の大幅上昇などにより、現在の契約金額では赤字運営で業務の遂行が困難となっているという協議があり、給食提供の継続のために契約変更することとし、今年度分の額として217万3,000円を追加するものです。

23ページに参りまして、12款公債費、1項1目元金、22節償還金、利子及び割引料の地方公共団体金融機構元金1,368万6,000円は、令和6年度の新庁舎建設事業に関わる据置期間1年の地方債の借入れを1月に行い、初回返済が令和7年3月となってしまったため、令和7年度中に据置期間の1年を超える元金償還が開始となりましたが、当初予算には計上していなかったため追加するものであります。

2目の長期債約定償還利子は総額で331万4,000円の追加になりますが、前年度、令和6年度債の借入条件等の確定及び利率見直しによる変更分であります。一時借入金利子39万5,000円は、利率上昇により不足が見込まれる額を追加するものです。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金積立金6,187万3,000円を追加いたしました。これは、主に地方財政法第7条第1項の規定により、令和6年度繰越金の2分の1を下回らない額を積み立てるものであります。

3目学校建設基金は、主に前年度、令和6年度の統合小学校新築事業に充当することとして繰り入れ、余剰となった分を積み戻すもので、485万5,000円を追加いたしました。

5目ふるさとづくり基金は、主にふるさと納税及び指定寄附金としていただいたものを積立てするもので、165万1,000円を追加いたしました。

7目役場庁舎建設基金は、主に前年度、令和6年度の新庁舎建設事業に充当することとして繰り入れ、余剰となった分を積み戻すもので、459万4,000円を追加いたしました。

以上が歳出予算の概要についての説明であります。

予算書6ページにお戻りください。6ページになります。第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。8款土木費、2項道路橋りょう費の町道改良工事（下町・一ノ渡線舗装補修（第2期）工事）は、事業完了が令和8年度となる見込みであることから繰り越すものであります。

7ページに参りまして、第3表、地方債補正であります。限度額の変更が2件であります。町道整備事業は、歳出でご説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債を活用した野辺地寺ノ沢線と下町・一ノ渡線の舗装補修工事費の増額に対応するもので、限度額を8,090万円から1億2,310万円に変更いたします。

消火栓整備事業は、馬門、槐ノ木地区の消火栓新設に対応するもので、限度額を160万円から320万円に変更いたします。

なお、起債の方法、利率等については変更ございません。

以上、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第4号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君）　歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君）　今の説明でちょっと分かりにくかったところをもう一度、18ページの農業振興費の中の備品購入費、鳥獣保管箱。イノシシ等をカラスに荒らされないための箱というのはどういうものですか。

○議長（岡山義廣君）　産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君）　お答えいたします。

イノシシをしとめた、しとめたと言えばあれですけれども、捕獲した後、そのままにしておくとカラスとか、それらにつつかれたり、食べられたりする危険がありますので、要はイノシシの場合には豚熱にかかっているかどうかの調査をしてからになりますので、なので、その場にちょっとの間とどめておいて、その調査結果が来てから処分するため、その間、この箱の中に捕ったものを入れて保管しておくというものです。

○議長（岡山義廣君）　9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君）　それは、生きたものですか、死んだものですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 生きたものは、ちょっと手出しきれませんので、死んでから、要は群れでいるものですから、その捕ったものの血を抜いて、要は大群といいますか、群が豚熱にかかっている可能性があるかどうかの判定もありますので、その間箱に入れて保管しておくというものです。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） すみません、ちょっと先に。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。12ページの町債に関係するのですけれども、1番最後のページで、当該年度末現在高見込額の前のページ、27ページと28ページの補正前の額と合計がちょっと金額が違うのですが、これまでいつも同額だったので、ここの違った説明、異なった数字になった説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 確認いたしますが、27ページの右側の当該年度末現在高見込みの補正前の額と28ページのほうの同じところの対応ですので、こちらはちょっと調査させてください。お預かりします。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 21ページの中央公民館費の記念品なのですけれども、より使いやすいものに変えるということで15万円減額になっているのですが、これは何から何に変えて、その15万円が減額になったのでしょうか。増やすのだったら分かるのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 質問にお答えいたします。

報償費15万円の減額と委託料のほうの16万5,000円の組替えのほうになります。今までここ数年、縄文くららのグッズのほうを記念品としてお渡ししていたのですけれども、20歳になられたということで、もう少し実用性のあるものとして、今回ステンレス製のマグカップのほうを考えておりました。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入歳出予算の質疑を終わります。

続いて、繰越明許費及び地方債の補正について、一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

企画財政課長、答弁できますか。

暫時休憩します。

休憩（午前10時17分）

---

再開（午前10時22分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

それでは、休憩中に大湊君から質問ありましたけれども、答弁をお願いします。

〔「参考資料で議事に影響しない」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 今の参考資料で議事には影響ないということですので、このまま進めてもよろしいでしょうか。

10番、大湊敏行君、いかがでしょうか。

〔「よろしいです」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入予算の質疑を終わります。

続いて、繰越明許費及び地方債の補正について、一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡山義廣君） 日程第6、議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,821万6,000円を追加し、予算の総額を15億5,666万9,000円といたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項1目1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分において、合わせて2,873万3,000円を減額しております。主には、課税方式を4方式から資産割を除く3方式へ変更した分と併せ、平等割1世帯当たり1万円を減額したことによるものです。

3款国庫支出金、1項3目1節子ども・子育て支援事業費補助金を572万2,000円増額しております。これは、子ども・子育て支援制度に伴い、主にはシステム改修の財源となります。

7款繰越金、1項1目1節その他繰越金は、令和6年度の決算余剰金で、9,094万1,000円を増額しました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、2項1目賦課徴収費556万6,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向け、主にはシステム改修を行うものであります。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金は、令和6年度の余剰金9,094万2,901円の2分の1を下らない額を積み立てるもので、4,547万1,000円を増額いたしました。

7ページをお願いします。同じく1項3目償還金を695万3,000円増額いたしました。これは、令和6年度、県から受けている交付金額が確定したことに伴う返還金であります。

同じく3項1目一般会計繰出金は、令和6年度一般会計繰入金の精算に伴う返戻金で、285万9,000円を増額しております。

9款予備費は、財政調整のため492万5,000円を増額しました。

以上、議案第46号 令和7年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡山義廣君） 日程第7、議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ631万円を増額し、予算の総額を2億1,708万7,000円いたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。4款繰越金、1項1目繰越金は、令和6年度の繰越額の確定により468万6,000円を増額しました。

6款国庫支出金、1項1目子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向け、システム改修費用として165万円を増額しました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、2項1目徴収費で委託料を165万円増額しております。国庫支出金を受け、子ども・子育て支援金制度に伴い、円滑な施行に向けシステム改修を行うものであります。

4款支出金、2項1目一般会計繰出金を52万8,000円増額しました。これは、令和6年度決算額に基づく一般会計繰入金の精算分となります。

5款予備費は、財政調整のため415万8,000円増額しております。

以上、議案第47号 令和7年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今の後期高齢者だけでなく先ほどの国保、一般会計でも、システム改修の予算が補正で上がってきてているのですけれども、前の答弁では他町村と連携したクラウドを利用し

たという、そういうシステム改修に係る費用をクラウドを利用したものに検討するという話だったのですが、それはどうなっているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

現在国のはうで、主に基幹システムと言われる自治体が基礎的な事務を行うためにシステムを利用していますけれども、それは国のはうが主導して、システムの仕様を全国で統一することになっておりまして、その仕様に基づいてそれぞれの自治体で、その仕様に基づいたシステムを導入することになっております。

例えば制度改正があった場合、システム改修することになりますけれども、それらも国が変更して実施いたしますので、各自治体は、それに対する負担金を支払うということになってくるものと思います。遅くとも令和7年度末までには、その国が主導する自治体共通の仕様に基づいたシステムを導入するということになっておりますので、今現在はそういう状況でございます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡山義廣君） 日程第8、議案第48号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、介護・福祉課長の説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第48号 令和7年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,734万4,000円を追加

し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,666万1,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万4,000円の増額は、介護給付費準備基金積立金の利子となります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金7,733万円は、令和6年度の歳入歳出の総額を差引きした額です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いします。5款諸支出金、1項基  
金費、1目介護給付費準備基金費は2,800万円を積立てました。

続いて、同じく5款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、2目償還金と下段3項繰出金、1目一般会計繰出金については、昨年度の実績に係る返還金となります。

7ページをお願いいたします。6款予備費、1項1目予備費については、前年度繰越金から国庫等返還金や一般会計繰出金を差し引いた額から介護給付費準備基金積立金を差し引いた額97万1,000円を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡山義廣君） 日程第9、議案第49号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

収益的支出の補正について、建設水道課長から説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 議案第49号 令和7年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の収入は、1款1項営業収益の既決予定額2億4,500万円に1,500万円増額し、2億6,000万円といたしました。支出は、1款1項営業費用の既決予定額2億4,140万5,000円に1,000万円増額し、4項予備費に500万円増額し、収入支出を調整いたしました。

補正の内容については、補正予算説明書で説明いたします。5ページをお願いいたします。(1)、収益的収入及び支出の収入、1款1項1目1節の水道料金に1,500万円増額いたしました。水道料金改定に伴い補正したものであります。

支出では、1款1項2目配水及び給水費の8節備消品費に50万円、13節委託料に99万円、16節修繕料に851万円を増額し、1款4項予備費に500万円を追加いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号 野辺地町犯罪被害者等支援条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案第50号 野辺地町犯罪被害者等支援条例案を議題とします。

介護・福祉課長の説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

議案書27ページをお願いします。議案第50号は、野辺地町犯罪被害者等支援条例案であります。

28ページをお願いします。第1条、本条例案の目的は、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、支援に関する施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことできる社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

それでは、本条例案の主なるものについてご説明いたします。第2条の用語の定義ですが、「犯

「罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った町民及びその家族または遺族を言います。

29ページをお願いします。第3条には、基本理念として、犯罪被害者等は個人として尊重され、それにふさわしい処遇を保証される権利があるとともに、安心して暮らすことができるようになるまで支援を途切れることなく受けることができるように行わなければならないこととしております。

次のページに参りまして、第4条から第6条は、町や町民等と事業者としての責務を定めました。

31ページに参りまして、第7条から第11条までは、町が実施する支援の内容に係る規定となっております。

まず、第7条は、相談及び情報の提供等に関する規定となります。

続きまして、第8条は、見舞金の支給についての規定となり、町は犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、見舞金の支給、その他必要な支援を行うこととしております。この見舞金については、別途要綱で定めることとしております。

そして、第9条では、福祉サービスなどの必要な支援を行うものとしており、第10条では、居住の安定を目的として犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等で、町長が必要と認める方に転居に要する費用の支給等を行うものであり、その内容等については別途要綱で定めることとしております。

続いて、32ページに参りまして、第11条では、町は町民等の理解を促すために広報活動等の充実等の必要な対策を講ずることとしております。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、議案第50号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 6月定例会で一般質問させていただいて、早速予算化されたことに関しては、大変感謝いたします。

第8条とかの経済的負担の軽減を図るために別途定めていると言われましたが、概算的に、1件1件被害の程度というのは違うとは思うのですけれども、それはどのような形での区分というか、区別して金額とかを定めているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

犯罪被害につきましては、警察署に被害届が提出されている犯罪被害について対応することとしておりまして、遺族見舞金につきましては一律30万円で、重傷病見舞金については1件当たり10万円ということで定める予定であります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号 北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定について

○議長（岡山義廣君） 日程第11、議案第51号 北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定についてを議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） それでは、議案第51号 北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定についてご説明いたします。

議案書35ページをお願いいたします。議案第51号は、北部上北三町村国土強靭化地域計画共同策定に係る協定についてであります。地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。

36ページをお願いいたします。大規模な災害への対応や復旧復興のスピード向上など、地域全体としての強靭性を高めることができることから、野辺地町、横浜町、六ヶ所村との間において強靭化計画共同策定に係る協定を令和2年度に締結いたしました。

しかし、本来強靭化計画共同策定に係る協定を締結した際、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があったにもかかわらず、議会の議決を経ぬまま協定書第2条に規定する強靭化計画検討会議において事務を執行していたものであり、本定例会において追認議決をいただくことにより、これらの瑕疵を治癒し、遡及的に有効なものとする法理が判例等で認められていることから、今回改めて議決を賜りたく議案として提案するものであります。

なお、令和2年度に3か町村において締結いたしました協定書の写しは、38ページ、39ページと

なります。ご参考としてください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号 財産の取得の件（学習用コンピュータ等（i Pad）購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第12、議案第52号 財産の取得の件（学習用コンピュータ等（i Pad）購入）を議題とします。

学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案書41ページをお願いいたします。議案第52号は、財産の取得の件であります。44、45ページの参考資料によりご説明いたします。

1、取得する財産は、学習用コンピュータ等（i Pad）一式。

2、当該財産の概要では、設置場所は小中学校3校であります。納入物品の内容は、町立小中学校の学習用コンピュータ等（i Pad）を青森県共同調達により購入するものであります。内訳は、児童生徒、教員分と予備を含め727台。そのほか付属備品、モバイル端末管理ツール、端末設定となります。

3、契約の相手方は、株式会社ビジネスサービス代表取締役社長、山下雄二であります。

4、契約金額は、税込みで4,654万2,540円であります。

5、契約手続の状況では、契約の方法として、青森県共同調達により随意契約を行いました。

なお、県が行った共同調達の状況は記載のとおりであります。

町が行った見積り開札日は、令和7年8月12日、予定価格等は税込み予定価格は4,678万2,450円、税抜き見積書比較価格が4,252万9,500円です。見積開札の状況は、指名業者の株式会社ビジネスサ

ービスが税抜き4,231万1,400円の見積書を提出し、落札しております。

以上、議案第52号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号 財産の取得の件（避難所用資機材等購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第13、議案第53号 財産の取得の件（避難所用資機材等購入）を議題とします。

防災管財課長より説明を求めます。

防災管財課長、どうぞ。

○防災管財課長（木明裕二君） それでは、議案第53号についてご説明いたします。

議案書47ページをお願いいたします。議案第53号は、財産の取得の件であります。避難所用資機材等の購入につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

48ページをお願いいたします。取得する財産は、避難所用資機材等（避難所生活環境改善事業）一式であります。

2、契約の方法は、指名競争入札不落による随意契約でございます。

3、取得金額については、899万8,000円であります。

4、契約の相手方は、有限会社いさみや取締役、久保田勝正氏であります。

49ページをお願いいたします。参考資料2の当該財産の概要であります。（1）、使用が想定される場所は町内の指定避難所8か所での使用を予定しております。（2）、購入する資機材等の内容ですが、ワンタッチ式折り畳みベッド、リヤカー、台車、ペットサークル、避難所開設キット、クイックパーティションとなります。

参考資料5の提案時期についてであります、本事業は指名競争入札が、入札不落による随意契約を経て、令和7年5月28日に仮契約を締結しておりますが、6月定例会に提案しなかった理由としては、本事業が新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業のため、落札額決定後に変更交付申請を行う必要があり、また国からの変更交付決定後に議会の承認を得て本契約する必要があったためであります。

なお、変更交付決定は記載のとおりでございます。

参考資料6、契約手続についてご説明いたします。50ページをお願いいたします。令和7年5月20日に指名競争入札を行いました。入札参加者及び結果は（4）、入札の状況に記載されているとおりであります。また、入札不落による見積り合わせの状況は、（5）、（6）に記載のとおりであります。

なお、入札参加者2名は、町に競争入札参加資格審査申請書を物品購入等の物品販売を希望して提出している業者のうち、同種の業務で実績のある町内業者となっております。

最後に、記載はございませんが、納入期限をご説明いたします。令和7年12月26日まで納入することと仕様に定めて入札等を行い、仮契約をしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 町内8か所の避難所に配備する、整備するというようなお話をしたけれども、49ページ、2番（2）の購入資機材の内容、これ8か所の各避難所にそれぞれ漏れなく設備する、配備するということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

納入いただきました物品につきましては、町内の施設に1か所で保管、管理することとしています。災害等がございまして、避難所開設の際に、必要によりその避難所に搬送して使用することを想定しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 同じく49ページの（2）なのですけれども、ワンタッチベッドを何組、それからクイックパーティションを何世帯分用意されたのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） 折り畳みベッドについては、200台購入を予定しております。パーティションにつきましては10台を予定しております。パーティションにつきましては、町で既に

200ほどのパーティションといいますか、保有があります。今回購入する10台につきましては、避難所内での、例えば授乳であったり、着替えスペースであったりというような用途として使用することを想定して10台購入しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号 財産の取得の件（避難所用備品等購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第14、議案第54号 財産の取得の件（避難所用備品等購入）を議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） それでは、議案第54号の説明をいたします。

議案書51ページをお願いいたします。議案第54号は、財産の取得の件であります。避難所用備品等購入につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

52ページをお願いいたします。取得する財産でありますが、避難所用備品等（避難所生活環境改善事業）一式でございます。

契約の方法は、指名競争入札であり、取得価格は6,413万円となります。契約の相手方は、青森市大字新城字平岡160番地の650、有限会社城栄産業青森営業所所長、内田久義氏であります。

53ページをお願いいたします。2の当該財産の概要であります。主なるものをご説明いたします。（1）、使用が想定される場所であります。町内の指定避難所8か所での使用を想定しております。（2）、購入備品等の内容ですが、スポットクーラー、簡易トイレ、シャワー設備となります。

5の提案時期ですが、本事業は指名競争入札を経て令和7年5月26日に仮契約を締結しておりますが、6月定例会に提案しなかった理由としては、本事業が新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した事業のため、落札額決定後に変更交付申請を行う必要があり、また国からの変更交付決定後に議会の承認を得て本契約をする必要があったためあります。

なお、変更交付決定は記載のとおり通知されております。

54ページをお願いいたします。6は、契約手続の状況についてであります。令和7年5月20日に指名競争入札を行いました。入札参加者及び結果は（4）、入札の状況に記載されているとおりであります。

なお、入札参加者の5名は、町に指名競争入札参加資格審査申請書を物品購入等の物品販売を希望として提出している業者のうち、同種の業務で実績のある県内業者となっております。

最後に、記載はございませんが、納入期限についてご説明いたします。令和7年12月26日まで納入することとして仕様に定め、入札等を行い仮契約をしております。

以上が説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今の議案第54号は、町内業者のみ指名競争入札参加させていますが、今の議案第54号は、議案第53号と同じ避難所用備品等の購入だから、町内業者も入札指名参加させてもいいのではないかと思うのですけれども、町内業者を参加させなかった何か理由はありますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

指名審査会での検討事項等々となりますが、担当課としましては、先ほどの備品、先ほど議案第53号のほうのベッドであったりというのは、細かいものを積み重ねた購入がありました。今回の議案第54号というのは、シャワー設備であったり、それからスポットクーラー、簡易トイレ等々の物品が大きいもの等となりますので、そういう大きなものとなりますと、町外業者のほうが納期、納入期限等に間に合わせた形で納入いただけるのではないかということで提案して、指名審査会のほうに諮ったものでございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今の答弁、私は納期というのは、そんなに町内業者も町外業者も変わりはないのかなと思うのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 木戸君、質問ですか。答弁を求めますか。

○3番（木戸忠勝君） これ今課長が、納期がかかるから町外業者を選んだということでしたけれ

ども、町内業者も私は変わりないと思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災安全課長。

○防災管財課長（木明裕二君） ご説明いたします。

先ほど申しましたとおり、この物品一つ一つ、非常に大きいものといいますか、いろんな装置を含めたもの等になりますので、金額もこのような金額にはなっているのですが、ですので、実績等を考慮しますと、町外業者、そういう消防設備とかを扱っている業者のはうが納入等の実績がございますので、町外業者という形になっているかと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君は、今と関連した質問ですか。

○3番（木戸忠勝君） はい。

○議長（岡山義廣君） それは、2回までですから。

〔「1回待ちます」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） はい。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） この購入備品の3種類、これは台数は幾らでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

スポットクーラーが50台、簡易トイレが56台、シャワー設備が6基となっております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 先ほどの説明で、1か所に保管するということだったのですが、かなりの量になると思うのですが、どちらで保管されるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まだ決定はいたしておりませんが、旧有戸小学校、行政メモリアルセンターの体育館を利用して保管、管理したいと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの指名業者の件でお伺いします。

町外の業者がスムーズな取引ができるのではないかという判断をしたようですけれども、これ町内の業者に対して納期等の伺いは立てたかどうか。担当課で判断して指名業者を選定したのか、その辺を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣君、今は備品購入の取得の件で審議していただきたいと思います。指名業者との関係は、今の案件には含めないでください。

そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩します。

休憩（午前11時09分）

---

再開（午前11時20分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（岡山義廣君） 総務課長の答弁に訂正がありますので、許可します。

総務課長、どうぞ。

○総務課長（高山幸人君） 先ほど野坂議員からご質問のありましたシステム改修について訂正させていただきます。

国のほうで基幹システムの標準化を今つくっていましたけれども、制度が変わった際も国のほうで仕様を変更するというふうに承知しております。それぞれの自治体で変更した仕様に合わせてシステム改修もすることになります。ただ、国のほうで仕様を策定変更する分、各自治体の負担が減ると思われますので、システム改修費につきましては、現状よりも若干軽減されるのではないかというふうに考えてございます。

○議長（岡山義廣君） ありがとうございます。

---

#### ◎資料の正誤について

○議長（岡山義廣君） 大湊議員から指摘のありました議案第45号 令和7年度野辺地町一般会計

補正予算（第4号）の参考資料に正誤がありましたので、正誤表を配付してあります。ご確認していただければと思います。

---

◎発委第7号 入札談合等関与行為に関する調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第15、発委第7号 入札談合等関与行為に関する調査の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

赤垣義憲委員長。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 発委第7号 入札談合等関与行為に関する調査の件について、会議規則第72条の規定により、本委員会に付託された調査が終了したので、報告書を提出するものであります。

別添の調査報告書の趣旨説明を申し上げます。本報告書は、14ページに及ぶ内容でございますので、要点のみ説明させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

表紙をめくって1ページ目になりますが、4つのパートにまとめており、1つは入札談合等関与行為調査特別委員会について、2ページ目から3ページ目にかけて調査の趣旨、委員会の概要、取り扱った調査事件について記載しております。

2つ目は、調査の経過等について、4ページ目から7ページ目にかけて委員会の開催状況、証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項を記載し、参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項なども併せて記載しております。証人の出頭及び証言の拒否はなく、告発はありませんでした。また、本委員会が町に対して求めた記録の状況についてもまとめております。

3つ目は、調査の内容と結果について、8ページ目から12ページ目にかけて調査結果の概要、それから実施した調査の内容、主に証人尋問で得た証言を基に結果としてまとめております。11ページ目には、調査事項の結果と問題点ということで、総合的な結果と判明した問題点についてまとめております。12ページ目からは、一連の調査の経過から、問題点に対する本委員会の意見などをまとめました。

4つ目は、その他として、14ページ目に本委員会の調査に当たっての反省点と調査に要した経費を記載しております。

調査を通じて不適正な行政執行が明らかになったわけではありませんが、町長をはじめ執行部に対し、非常に厳しい指摘等が盛り込まれておりますので、その責任を強く受け止めていただきたいと存じます。

本報告書が議員各位にお認めいただければ、町民にも周知する準備を進めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、配付した報告書には秘密会で行った証人尋問の証人氏名等も記載されておりますので、当報告書の取扱い及びこれにより知り得た情報などについて、守秘義務等をご留意くださいますようお願い申し上げまして、入札談合等関与行為調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（岡山義廣君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） たくさん質疑ありますので、ご了承ください。

まず、直近の委員会の開催日は、いつだったでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 直近の開催日は、9月2日がありました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 会期初日に配付した報告書を会期中に差し替えました。この報告書の差し替えは、委員会を開かずに決めたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 委員の皆様にもご了承はいただいております。差し替えの理由については、誤解を招くような表現があったというところで、またそういった間違った情報を流さないようにということで、間違って捉えられないようにということで差し替えをさせていただきました。委員会は開催しておりませんが、委員の皆様からは了承をいただいております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 傍聴が許されました8月8日の委員会で、証言次第では調査を続けることも考えられる中、1者の証人尋問がまだ終わっていない段階で、その尋問を最後に調査を終了することを決めたのはなぜでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 1者残った状態で調査を終了することを決定した理由ですが、仮にその1者から重大な証言、調査が必要な証言が出た場合は調査を続行するという考え方であります。調査を終了する決定をしたとはありますけれども、場合によっては延長も考慮してはおりました。公表の部分では、終了と申し上げましたけれども、場合によっては延長も検討するところありました。

○議長（岡山義廣君） 簡潔に答弁してください。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） はい。

ですので、残りの1者、もう一度言いますが、残りの1者から重要な証言があれば、調査終了ではなく、継続という形も取る予定でおりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そのときの委員会であります、私傍聴して、はっきりと聞いております。その中で、残りの1者の証言があれば続行することもあり得るという話は全くなく、もうこれで調査を終わります、それでよろしいですかと委員長が提案し、委員全員が同意したと私は認識しています。続行する予定だったというのは、今答弁では少し誤った答弁ではないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 終了すると決定したのが8月8日の証人尋問終了後ということで、そのときに調査終了を決定という形に発言し、委員の皆さんからも了承を得たわけですが、委員会のニュアンスとしてはですけれども、1者残っているのですが、その1者も含めて証人尋問が終わってからというニュアンスで終了という形を取るという判断がありました。残りの1者で、先ほども申し上げましたが、重要な証言があれば終了せずに、そのときに委員会を開催して継続をするという判断もあり得たと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 6月定例会において委員長は、委員会の終結時期は全くめどが立っていないと言われました。それにもかかわらず、その後調査を早々に終了し、本定例会直前に報告書をまとめ、さらに会期中に報告書を差し替え、その2日後に議会の議決を求める行為は、とても拙速であると思います。議会の持つ最も強い権限を発動したことの重大さを自覚しているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 6月定例会では、委員会をいつまでやるのかというところは、全く見当もしておりませんでした。その後調査を進めていく中で、大方のめどがついてきたと申しますか、調査を進めていく中で、大体結論づけられる時期が見えてきたなという判断をしておりました。12月定例会で報告書を上げることも検討しましたけれども、9月定例会、本日に間に合うであろうということで報告書をまとめて提出した次第であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私のような委員会委員ではない者にとっては、委員会の大半を秘密裏に進めてこられた中でまとめられた報告書を、短い時間で議会の意思にするかどうか判断しなければならない状況です。次の12月定例会で上程することは考えなかったのでしょうか、考えていただけなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 先ほども申し上げましたけれども、12月定例会で報告書を上げることも、私自身検討はしておりました。しかしながら、おおよそ調査

が終わりましたので、9月定例会から12月定例会までの3か月間というところが何もなく進んでしまうよりも、9月定例会に上げたほうが、報告したほうがいいのではないかという判断をした次第でございます。仮に12月定例会に報告書を上げたとすれば、そこで委員外の議員の皆様が報告書を目することになりますので、結果的には12月定例会で議会としての意見をまとめるという形になるのは変わりないと思いますので、9月でも12月でも一緒かなと思いました、9月に報告した次第であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 委員会設置の前日の一般質問において一部の議員が取り上げておりました令和6年度工事2号、予定価格と同額の710万円で落札した工事、こちらを調査対象から外した理由は何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君、簡潔に答弁してください。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） はい。

調査対象は、最低制限比較価格と同額で2者が入札したという案件に絞ったというのは、絞ったというよりも、最初から、当初から一般質問ではほかのことも、ほかの案件も申し上げましたが、要するに最低制限比較価格、要は必ず落札できる価格ということで、こちらに重点を置いて調査した次第であります。そもそもこれを調査するということで、委員会を設置した次第であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この報告書を見ますと、予定価格が分かれれば最低制限比較価格も分かるというような文言も書いてあります。ということは、予定価格が同一となることも重要な調査対象になるのではないかと思いますが。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 予定価格が分かれれば最低制限比較価格を算出できるというのは、町がその算出のやり方を公表しているからでありますけれども、ほかの工事案件については、今回対象としておりませんでしたので、そちらについては調査しておりません。要は予定価格と同額でということでありましたけれども、調査以外の情報として、その同額になつた理由を伺つておりましたので、こちらは私は対象外でよろしいかなと思っておりました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町から資料の提出を一部拒否されたことについて、再度提出を求めることが証人尋問で追及することもできたと考えられますけれども、どのように進められてきたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 提出を拒否された資料については、再度提

出を求めるやり方がありまして、それは実際にそういう方法を取っております。取っておりますけれども、再度町側から提出を拒否する声明が出されましたので、法律上、それ以上求めることができないということで、同じような内容は証人尋問及び参考人からの意見聴取によって伺っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 他の自治体では、過去の工事においては設計金額や単価を全面開示すべきであると決めた事例があります。また、資料自体が存在するかどうかを確認すべきではなかったのでしょうか。一部黒塗りでも提出していただくのが正しいやり方だと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 資料の提出の拒否については、様々町側からの理由が述べられまして、提出できないということで、これに対して再度請求しましたけれども、それもかなわなかったということで、これについては委員会の調査としては、これ以上進めることができなかったというのが現実であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 一部拒否されたこと、再度提出を求めて拒否されたこと、これを証人尋問でなぜ尋問しなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 証人尋問でも同様の内容については尋問したと記憶しております。ただし、これについても的確な証言が得られなかつたという部分で記憶しております。

どういった質問をして、どういった証言をいただいたかというのは、今会議録等もない状況で、詳しくご説明することは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私2回とも傍聴しましたけれども、そのような尋問はされていなかつたと記憶しております。

提出を拒否された工事費内訳書についてですが、落札業者からも提出を求めることができたと思いますけれども、要求はしたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） これは、町側に提出を求めた資料でありますけれども、町側では業者さんの今後の営業に関わる部分があることから提出を拒否するという説

明を受けましたので、それを考慮して、業者さんから求めることはいたしませんでした。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町長に対する2回目の尋問では、1回目と同じことを聞いておりました。2回する必要があったのか疑われます。この点について、答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 1度目の尋問について、的確な証言というものが得られたのかどうかというところは、後の委員会で協議した結果、再度確認の意味で同じ内容でも尋問するという運びになったと記憶しております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その2回目の尋問では、その前に行われた業者間の食い違った証言を町長に尋問しております。それは、調査にはならないのではないかでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 食い違った証言についての尋問ということですけれども、どういったところを指しているのか、ちょっと見当がつかないのですけれども、食い違った部分というものが2つありましたので、どちらの部分なのかというのはちょっと判断しかねますが、いずれそれに関して町長の証言も必要だと判断して質問したと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その尋問では、こういう証言が業者からあるけれども、町長はどう思うかという質問だと記憶しています。思いを聞くのは、百条調査では許されないことではないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 確かに思いを聞くのが尋問ではないというのは承知しております。思い、どう思うかという言葉を使ったにせよ、町長の見解を伺ったという形になろうかと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 同一価格が積算できるか、業者間の証言に食い違いがありました。証言の検証をさらに行い、それぞれの証言の信憑性を調査すべきではなかったでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） どのような調査を大湊議員が想定しているのか、ちょっと見当がつかないのですが、証言というのは法に従って、虚偽の証言というのは違法になりますので、業者の皆さんもそれをしっかりと踏まえて証言していると思います。そこは当然疑われる部分ではないとは言い切れないのですけれども、それをどのように証明していくのかとい

うところで、かなり困難だと思いました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 証言の食い違いがあったということは、どちらかが間違った証言をしているということだと思います。その証言の検証、さらに必要だったと思います。例えば積算ソフトの比較調査などはできたのではないでしょか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 積算ソフトの比較調査というところでありますけれども、メーカーさんによってそれぞれ性能が違うというのはあると思います。ただ、そのソフトで、積算でぴったり最低制限比較価格が積算できるかできないかというところに焦点を絞りましたので、積算ソフトの性能よりも、そのシステムを使って最低制限比較価格が出せるかどうかというところは各業者さんに伺って、それで業者さんごとの証言の食い違いがあったということでありまして、それをソフトの比較をしたとしても、その証言が覆ることはないと判断しましたので、業者さんの証言を受け入れたという形であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 他の自治体では、同一価格を算出できないとは言えないと結論づけたところが複数あります。これらの事例を委員会で共有した上で調査を続けられたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） もう一度質問をお願いします。ちょっと理解できなかったので、すみません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 同一価格を算出できないとは言えないと結論づけました。同一価格は算出できるということです。そういうふうに結論づけた自治体が複数あります。これらの事例を委員会で共有した上で調査を続けられたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） ほかの自治体の話を今されたのかなと思います。自治体によって、その入札の制度だったり仕組みというのが様々ございまして、仮に予定価格が出されていれば、先ほど大湊議員もお話しされたように、積算をしていく過程で最低制限比較価格は算出できるであろうというところも情報としては持っていましたので、ほかの自治体はほかの自治体で、野辺地町の入札の制度、仕組みに当てはめて、それができるかできないかというところで調査した次第であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ということは、ほかの自治体、同一価格ができると結論づけた自治体と野

辺地町がどういう点で違うのかというところの詳細を調査されたということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） ほかの自治体の入札案件については、調査しておりません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 結論づけた自治体の関係者を参考人として招致し、意見を伺うこともできたのではないかと思っております。調査不足ではないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） ただいまの大湊議員のご指摘を考えると、ほかの自治体の職員等を招いて参考になる意見を聴取したらいかがかということありますけれども、先ほども申し上げたとおり、ほかの自治体と野辺地町の入札の制度が同じ状況であれば、それは参考になるかと思いますが、実際には違っているとすれば、これは調査していないから同じか違うかは認識しておりますけれども、仮に同じであれば必要があったのかもしれませんけれども、それについてを調査するのではなく、野辺地町の制度に合わせた形の調査をしたということであります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 報告書に入札妨害の有無について書かれています。この証言は、調査事項から外れた調査ではないでしょうか。どのようなタイミングで出された証言でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 入札妨害等につきましては、もともとの同額での入札というところには直接的には関係はないかもしれません、間接的に関係するのではないかということで調査をいたしました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ということは、証人尋問で委員から入札妨害の有無について尋ねたということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 証人尋問で質問しております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そうしますと、5ページにあります「証言を求めた事項」、こちらに記載されるべきことではないでしょうか。実際は、入札価格の積算についてのみを聞いていると理解しておりますが。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 積算についてでありますけれども、この積算するに当たっての関連事項として質問してあります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ここからは、報告書について質疑を続けます。

まず、報告書の11ページ中頃に「不正行為又は重大な不適切行為と認められる事務は確認されなかった」とあります。軽微な不適切行為はあったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 「重大な」と記載しておりますが、告発等に関わるような重大な不適切行為は認められなかったという内容で結果として上げております。軽微な不適切行為というところは何を指しているのか、ちょっと見当がつかないのですけれども、重大なそういう、要は告発に値するような不適切な行為は見当たらなかったということであります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほどの答弁で、軽微な不適切行為は見当つかないと答弁されましたけれども、この報告書は誰がつくった報告書になるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 委員の皆様からも意見をいただいて、そして私が文章をまとめたところでありますけれども、これをさらに見やすく、読みやすくというところで整理をして、報告書自体は事務局に作成をしていただいたところであります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その報告書11ページの中頃です。「最終的に予定価格を知り得る町長から、指名業者に対して情報漏洩した事実は認められなかった」とありますが、同じページの下のほうに「その情報の発信源は町にある可能性も否めない」とあります。報告書9ページに町長以外に価格を知り得る人物が記されており、この方々に証言を求めるべきではなかつたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 最低制限比較価格を知る者が町長以外にはいないということが本来前提でありまして、しかしながら「情報の発信源は町にある可能性も否めない」ということで記載したのですけれども、要はその知り得る可能性がある者も記載しているということでありますけれども、この辺の調査の内容については非公開の部分もありまして、説明することは控えさせていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 同じく報告書11ページの下ほどに「談合行為を助長する」と書かれておりますが、「助長」という言葉を使うということは、すなわちもともと談合行為があると理解してい

るのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） あくまでも懸念ということありますので、助長を決定づけるということではありません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 「助長」という言葉を使うのは誤りではないでしょうか。委員会は談合行為はあると認めているのか。あくまで懸念ということであるのであれば、関係する事業者に迷惑がかかりますので、取り消すべきではないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 質問の趣旨が、ちょっと理解が難しいのですが、要は指名業者が推測されやすいという状況をもって談合行為を助長する可能性があるということで、それを懸念しているという内容であります。

○議長（岡山義廣君） 暫時休憩します。

休憩（午前11時59分）

---

再開（午後 零時02分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

質疑を続けてください。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほどの「助長」に関してなのですが、私は談合行為を生む可能性がある「助長」ではなく、ないものが生まれるかもしれないというような表現にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 「生む可能性がある」も適した表現かと思います。「助長」というのは、それを助けるという言葉遣い、意味合いがあると思うのですけれども、もともと談合行為があったとすれば、それを要は手助けをするという意味でこの言葉を使ったわけであります、それが「助長」という言葉を使った理由であります。

○議長（岡山義廣君） あなたは委員ですから、質問はできませんけれども、何でしょうか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今質疑やっているのですけれども、この調査報告書については委員の総意の下で作成したものでありますので、この調査報告書についての決を採ってくださるようお願いします。

○議長（岡山義廣君） そのようなご意見が出ました。

そのほかにご意見はありませんか。質疑の終了はまだしませんけれども、今の野坂君の質問に対して、皆さん、お諮りしましょうか。もう採決まで進んでくださいというような話だったけれども……

〔「質疑を続けさせてください」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 分かりました。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 報告書の12ページの初めに「積算に関する比較調査は実施されず疑義が残った」とあります。比較調査をしなかったのは、委員会ではないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 調査の内容に関するところでありますが、入札書に同封する工事費内訳書と、それから町が作成した設計書というところを比較したかったのですけれども、どちらも拒否されたということで、それが比較調査が実施できなかったということです。

○議長（岡山義廣君） 質疑が45分ほど続いております。

質疑のほうもまとめてもらって、簡潔に質疑していただきて、答弁するほうも簡潔に答弁してください。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 報告書の12ページの中頃に「規程第9条にある準町内業者の取扱いに合致しない選定方法が執行されていた」とあります。取扱いどおりやっていなかったということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 委員会の意見として、そのように捉えていただいて結構です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そうであるならば、これは明らかな不正行為であると認められます。不正行為は認められなかつたと結論づけているこの報告書は、誤った結論を記していることになりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 委員会としては、そのような意見として上げさせていただきましたけれども、それと委員会の意見と、それから証人からの証言と食い違っておりまして、そこでしっかりと一致しなかつたということで、それ以上ただすことが難しいという

ことで疑義が残る形となりました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 同じく12ページの下ほどに、「疑義が残る部分及び問題として取り上げた部分については、町に対して改善を求める」とあります。2点の相違があった証言に対し、それぞれの証言の検証もせず町に改善を求める記述は取り消すべきではないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 証言の検証とおっしゃいましたけれども、表現の検証、証言というのは、虚偽の証言はできないわけでありまして、それも踏まえて委員会としての意見も、その証言を基に委員会としての受け取りもありまして、その中で改善を求めるところは改善していこうということで委員会として意見をまとめたものであります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 同じく報告書の12ページの下ほどに「個別の解釈を加えずに規程の遵守を要望する」とあります。規程は遵守されていないということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 守られていない部分があったということです。

○議長（岡山義廣君） 大分質疑されました。

大湊君、まとめて質疑するようにしてください。よろしいでしょうか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） すみません、あと3つほどやらせてください。

○議長（岡山義廣君） はい。

○10番（大湊敏行君） 報告書13ページの終わりに「入札談合等関与行為によって、指名業者への威力行為につながった可能性があり、町長との関係性に疑義が生じた」とあります。不正な行為は認められなかったのではないか。町長との関係性に疑義が生じたと断定できるのか、その根拠を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） これは、非公開で行った内容ですので、この内容に関することについては説明は控えさせていただきます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 13ページ、最後の一文について質疑します。

調査結果の冒頭で、不正行為又は重大な不適切行為は確認されなかつたと結論づけているにもかかわらず、途中、途中で多くの疑義が記載され、最後に「嫌疑あり」と締めくくっておりますが、論

理的整合性が取れていない報告書になってはいないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 「重大な不適切行為と認められる事務は確認されなかった」と記載しておりますけれども、それ以外の部分では、さらに疑念が深まった部分がありましたので、最後にこういう言葉を使って報告した次第であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 最後です。百条調査権は特別の強権発動であります。質疑、質問、資料要求、検査権、監査請求権の行使等の手順を十分尽くした上で設置の判断をすべきものであります。

昨年12月定例会一般質問の翌日早々に、本来踏むべき手順を省き百条委員会を設置したことは、委員全員がご存じのはずです。それにもかかわらず、報告書の最後に「反省点」という項目を設け、円滑な調査ができなかった言い訳を記しておりますが、十分な調査が終わったことを許してもらおうということでしょうか。この部分は、削除すべきではないでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○入札談合等関与行為調査特別委員長（赤垣義憲君） 委員会の立ち上げに関しては、議員がおっしゃったとおりで、十分なその段取りといいますかが取られていなかつたというところは反省すべき点だと思います。ただし、そのタイミングを逃すと、また3か月ずれ込む可能性があるということで、しっかりと進めていこうという決意を持って設置したわけでありますけれども、何しろ例にないものであります。言い方は適切かどうか分かりませんが、手探り状態で調査を進めていったというところで様々反省点がありましたので、ここに反省点を載せさせていただきました。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対討論を行います。

反対の討論、10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、この議案に反対いたします。

その理由は、百条調査委員会は適切な調査を行っておらず、報告書自体にも問題があり、当町議会の信頼を失うことになるからです。

詳細は、これまで行ってきた質疑でご理解いただけると思います。

さらに、以下の3点も付け加えさせていただきます。

まず、証人尋問を受けた事業者に多大な精神的重圧をかけ証言させたにもかかわらず、食い違った証言の検証を全く行わずに調査を終了したこと。

途中の手順を省き、いきなり立ち上げた百条委員会の設置により、議会事務局に過剰な事務負担を与え、その結果、ほかの議会活動を停滞させてきたこと。

そして、「疑義が深まった」、「嫌疑あり」と正副委員長がマスコミに繰り返しコメントし、町内外に執行部のマイナスイメージを植え付けてきた。それにもかかわらず、結果は不正行為は確認されなかったというものでした。

これは、町民の税金を無駄遣いした単なる政治的パフォーマンスと受け取られても仕方のない行為であると思います。

私は、本定例会会期中に差し替えのあった調査不十分で議会の信頼を大きく失墜させる整合性の欠けた改めるべき箇所の多いこの報告書を議会の意思とする議決には反対し、議会ではなく委員会の見解にとどめることを求めます。

百条委員会委員の皆様、この報告書を議会の意思とすることに賛成の起立はしないようお願いいたします。反対しても、委員会の見解として残ります。問題点の多いこの報告書を数の力で野辺地町議会の意思としたときの町内外に与える多大な影響をどうかお考えください。

そして、私と同じく委員会委員でない皆様には、この報告書は認められないことを示すことで、議会の信頼をこれ以上失うことがないよう、町民の皆様にはっきりと表明していただけることを望みます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（岡山義廣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 賛成の立場で発言いたします。

去年の12月の百条委員会設置以来、委員の皆様、毎日のように打合せをし、月に1回の割合で委員会を開催し、それで十分勉強した末の報告書であります。

これは、十分私たちの委員の意見として、これ報告書を出した次第であります。よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 次に、反対者の発言があれば受けますけれども、反対者の発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから入札談合等関与行為に関する調査の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はお手元に配付した委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） ありがとうございます。起立7人。

起立多数ですので、したがって入札談合等関与行為に関する調査の件は委員会報告のとおり決定しました。

これをもって入札談合等関与行為に関する調査は終了いたします。

---

#### ◎陳情第2号 漁業振興に向けた維持継続のための陳情

○議長（岡山義廣君） 日程第16、陳情第2号 漁業振興に向けた維持継続のための陳情を議題とします。

建設産業保健衛生常任委員会に付託中の陳情第2号について、委員長に審査の報告を求めます。

木戸忠勝委員長。

○建設産業保健衛生常任委員長（木戸忠勝君） 陳情第2号 漁業振興に向けた維持継続のための陳情の審査について、建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

陳情第2号については、9月4日本委員会に付託されたところでありまして、去る9月5日に委員会を招集し、陳情の取扱いについて慎重な審査を行いました。

陳情の要旨は、陳情者である野辺地町漁業協同組合が主力事業であるホタテ養殖がタイの食害によって、壊滅的な被害を受けたことで、ホタテ養殖漁業者の所得は減少し、漁業及び当組合の運営自体が継続できない危機に瀕していることから、事業継続が極めて困難な状況にあります。この非常事態を乗り越えるために、緊急かつ迅速な経済的支援が不可欠であることから、町議会に対し、地方自治法第99条の規定により、ホタテ母貝確保対策の支援を求める意見書を国等に提出するよう求めるものです。

委員会の審査では、委員から「現状鑑みて、緊急かつ速やかに取り扱う案件である」「前例のない災害とみなして取り扱うべきである」との意見がありました。

よって、本委員会は陳情第2号については、その趣旨に賛同し、採択すべきものと決定しました。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ござい

ませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

---

◎陳情第3号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長（岡山義廣君） 日程第17、陳情第3号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

総務常任委員会に付託中の陳情第3号について、委員長に審査の報告を求めます。

五十嵐勝弘委員長。

○総務常任委員長（五十嵐勝弘君） 陳情第3号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情の審査について、総務常任委員会の報告を申し上げます。

陳情第3号については、9月4日本委員会へ付託されたところでありますて、去る9月4日に委員会を招集し、陳情の取扱いについて慎重な審査を行いました。

陳情の要旨は、青森県社会保障推進協議会が、高額療養費の自己負担限度額の段階的な引上げが凍結され、今秋にも改めて方針が決定される見込みの中で、本案は低所得者や治療が長期にわたる患者、その家族に甚大な影響を及ぼすものであり、当事者の命と暮らしを守るため、高額医療費の自己負担引上げを凍結ではなく撤回を求めるものであります。そして、町議会に対し、地方自治法第99条の規定により、高額医療費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書を国会等に提出するよう求めております。

委員会の審査では、委員から「病気を患っている方、その家族にとって大きな負担である」「国に対して、このような意見があることを周知すべきである」との意見がありました。

よって、本委員会では陳情第3号については、その趣旨に賛同し、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 私は、総務常任委員会において、初めは本陳情に賛成の立場でおりました

が、撤回という言葉の意味を改めて検討した結果、反対の立場に変更いたしました。

陳情では、高額療養自己負担引上げの撤回を求めていますが、これを撤回としまいますと、制度のさらなる改善や今後の議論の余地が失われてしまいます。医療や社会保障をめぐる環境は常に変化しており、国民の負担と給付のバランスをどのように取るかについては継続的に議論を重ねていく必要があります。

したがって、政府に求めるべきは撤回ではなく、国民の声を丁寧に聞き取り、将来を見据えた慎重な検討を進めることであると考えます。

以上から、本陳情の採択には反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 原案に賛成者の発言を許します。賛成者はございませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私も委員なのですけれども、これについて高額医療費の自己負担引上げというのは、国民に対して、国民の対象の方が非常に重い負担を生じる可能性があるということでありまして、自己負担についての検討は必要ではあると思いますが、「引き上げ」という言葉が入っている以上は、これについてまず撤回を求めたいということから、私はこれについて採択すべきものと思います。

○議長（岡山義廣君） そのほか反対者の意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立10名。起立多数です。

したがって、陳情第3号は委員会報告のどおり採択することに決定しました。

ここで追加提案の準備がありますので、暫時休憩します。

休憩（午後 零時27分）

---

再開（午後 零時33分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

---

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） 先ほど陳情第2号及び陳情第3号が採択されたことによって、木戸建設産業保健衛生常任委員長から発委第8号が、五十嵐総務常任委員長から発委第9号が提出されました。お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1、第2として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、発委第8号を追加日程第1に、発委第9号を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発委第8号 ホタテ母貝確保対策の支援を求める意見書

○議長（岡山義廣君） 追加日程第1、発委第8号 ホタテ母貝確保対策の支援を求める意見書を議題とします。

本件は、会議規則第36条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第8号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第8号を採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第9号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書

○議長（岡山義廣君） 追加日程第2、発委第9号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書を議題とします。

本件は、会議規則第36条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第9号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発委第9号を採決します。

採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数。

したがって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（岡山義廣君） 以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

町長から定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありますので、これを許可します。

野村町長。

○町長（野村秀雄君） 本定例会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、令和6年度一般会計及び特別会計決算をはじめ、提出いたしました全ての案件につきまして、ご認定、御議決を賜り、心より御礼申し上げます。

決算及び各議案の審議に際しましては、皆様から頂戴いたしましたご意見、ご提案などにつきましては真摯に受け止め、その対応に十分留意しながら、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えております。

また、駒井、大湊両監査委員におかれましては、各会計の決算審査及び財政健全化法に基づく各指標についての審査にご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

酷暑の中、限られた期間の中で客観的かつ丁寧な監査を行っていただき、町の財政運営の健全性と透明性の確保に多大なるご貢献を賜りましたことに深く感謝申し上げます。頂戴いたしましたご意見等につきましては、特に財政運営に十分配慮し、創意工夫を重ねながら対応してまいる所存でございます。

季節の変わり目とはいえ、いまだ暑さが厳しい折、議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛の上、今後とも町政発展のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 令和7年第4回野辺地町議会定例会を閉会します。

（午後 零時39分）